

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年11月10日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第21号

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員服務規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(サービスの宣誓) 第3条 香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）第2条第<u>1項の規定</u>に基づくサービスの宣誓は、辞令交付後辞令交付者の面前で行うものとする。</p>	<p>(サービスの宣誓) 第3条 香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）に基づくサービスの宣誓は、辞令交付後辞令交付者の面前で行うものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。